

こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案 概要

目的・定義【第1条・第2条】

こどもがひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、こどもに関する公的給付の所得による支給の制限の撤廃、こどもに関する公的給付の拡充その他のこどもに関する公的給付の見直し（以下「こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等」という。）に係る施策について、基本理念、国の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とすること。

※「こどもに関する公的給付」＝児童手当その他こどもの養育に関して行われる給付（資金の貸与を含む。以下同じ。）及び教育、保育、医療その他こどもに対する役務又は物品の提供に要する費用に関して行われる給付であって、国又は地方公共団体がその給付に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされているもの

基本理念【第3条】

こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策は、次代の社会を担う全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されることその他のこどもの福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられるべきであることを踏まえつつ、こどもに関する公的給付が本来はこども本人に支給されるべきものであるとの観点に立って、こどもの家庭の所得の状況その他の経済的な状況によってその支給が制限されないようにすることを旨として、こどもに関する公的給付の支給要件の見直し、こどもに関する公的給付の拡充その他のこどもに関する公的給付の見直しに係る措置を集中的かつ計画的に講ずることにより、行われなければならないこと。

国の責務【第4条】

国は、基本理念にのっとり、こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

計画の作成等【第5条】

- ・ 政府は、この法律の施行後6月以内に、こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策を実施するために講ずべき措置を定めた計画を作成しなければならないこと。
- ・ 政府は、計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。

法制上の措置等【第6条】

政府は、計画に基づき、こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。この場合において、必要となる法制上の措置については、計画の作成後3年以内に講ずるものとする。

※この法律は、公布の日から施行すること。【附則】